

めざせ！
かたごい消費者

ご相談は…

柳井地区広域消費生活センター
☎0820(22)2125
山口県消費生活センター
☎083(924)0999

強引な布団の訪問販売にご注意を！

【相談】

「羽毛布団の消毒、クリーニングを無料です」と突然男性が訪問してきた。無料と思い布団を見せると「打ち直し加工をしなくてはいけない。」と言われた。話を聞くうちに、やらなくてははいけないような気がしたが、代金は高額であるため断った。しかし、何度も勧められ、支払いは毎月1万円ずつの分割払いだから大丈夫と言われ、結局根負けして契約してしまっただけで、高額であるし、必要ないと思うので解約したいと思うができるだろうか。

【処理】

クリーニング・オフ期間内であったため、解除通知の書き方と出し方を助言した。あわせて、「無料で点検する」などと言って、販売目的を隠して訪問し、消費者の不安をあおり、高額な商品やサービスを販売するトラブル事例などについて情報提供した。

【ワンポイント講座】

訪問販売で、高額な布団の契約を強引にさせられたといった相談が全国の消費生活センターに多数寄せられています。突然、知らない業者が「点検に来た」と訪問した場合は、事例にあるように点検商法の可能性が高いので、

注意が必要です。

ドアを開ける前に訪問者や用件を確認し、必要なければきっぱり断り、「無料」と言われても、家の中に入れないことが大切です。また、一人では対応せず、家族や近所の人など周囲の人にできるだけ同席してもらおうようにしましょう。「特別に値引きする」と言われても、その場ですぐ契約せず、家族や周囲の人に相談しましょう。

契約しても、クリーニング・オフや契約の取り消しができる場合があります。訪問販売であれば、法律で定められた事項が書かれた書面を受け取った日から8日以内であればクリーニング・



玄関を開ける前によく確認を！

オフできます。その場合、布団など使用していても、そのまま返却できます。また、虚偽の説明により消費者が誤認して契約してしまった場合や、契約させるために事業者が消費者を脅迫したり困らせる行為を行った場合、帰ってほしいと言ったのに事業者が帰らないなど、不適切な勧誘があった場合は、契約の取り消しができます。

トラブルに遭う方の多くは高齢者です。トラブルを未然に防ぐためにも、日頃から声を掛け合い、本人や家の様子に変化がないか気を配ることも大切です。高齢者の家に不審な訪問者が来ているか、家の中に不要な品物や契約書などがないかなど、気を付けましょう。

少しでも、疑問や不安を感じた場合は、すぐに柳井地区広域消費生活センターまたは山口県消費生活センターにご相談ください。

■問い合わせ 周防大島町商工観光課
☎0820(79)1003

警察 署 だ よ り
や な い

「うそ電話詐欺」被害防止のポイント

うそ電話詐欺の手口を知っている人でも詐欺の被害に遭っています！

- 常に新しい詐欺の手口を把握！
- 留守番電話機能を利用して犯人からの電話に出ない！
などの対策で、被害に遭わないようにしましょう！



■問い合わせ

周防大島幹部交番 ☎0820(72)0110 柳井警察署 ☎0820(23)0110